

浜松市公告第574号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成24年7月12日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ浜松立野店

浜松市南区立野町字辻95-1 外

2 変更した事項

大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

| 項目           | 届出内容                               |
|--------------|------------------------------------|
| 小売業を行う者の開店時刻 | 9時00分                              |
| 小売業を行う者の閉店時刻 | 0時00分                              |
| 駐車場を利用できる時間帯 | 8時30分から0時15分まで<br>(但し駐車場②は午後10時まで) |

(変更後)

| 項目           | 届出内容                               |
|--------------|------------------------------------|
| 小売業を行う者の開店時刻 | 7時00分                              |
| 小売業を行う者の閉店時刻 | 0時00分                              |
| 駐車場を利用できる時間帯 | 6時30分から0時15分まで<br>(但し駐車場②は午後10時まで) |

3 変更年月日

平成24年7月14日

4 変更する理由

営業計画の変更のため

5 届出年月日

平成24年7月6日